

## 軽費老人ホーム（ケアハウス）あじさい苑 運営規程

### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人浴光会が設置運営する軽費老人ホームあじさい苑（以下「施設」という。）において実施する軽費老人ホームの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、ケアハウスの運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービスを提供することを目的とする。

### （運営の方針）

- 第2条 施設は、無料又は低額な料金で、身体の機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入居させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、利用者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものとする。
- 2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めるものとする。
  - 3 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供を行うよう努めるとともに、市区町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
  - 4 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
  - 5 施設は、利用予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めるものとする。
  - 6 施設は、利用者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、ケアハウスにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる利用者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めるものとする。

- 7 施設は、利用者の退去に際しては、居宅サービス計画又は施設サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者又は介護保険施設に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 8 施設は、利用者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その者の心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、その者が生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供するものとする。
- 9 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。
- 10 施設の職員は、利用者へのサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 軽費老人ホーム(ケアハウス) あじさい苑
- (2) 所在地 東京都国分寺市東恋ヶ窪3丁目23番8号

(職員の職種、数及び職務の内容)

第4条 施設における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名

施設長は、施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事項を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次の業務を行う。

- ① 利用者の居宅サービス等の利用に際し、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図る。
- ② 苦情の内容等の記録を行う。
- ③ 事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行う。
- ④ 庶務等の事務を行う。

- (3) 介護職員 1名以上  
介護職員は、利用者に対し必要な介護、世話及び支援を行う。
- (4) 栄養士 1名以上  
栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (5) 事務員 1名以上  
事務員は、必要な事務を行う。

(入所定員及び居室数)

第5条 施設の利用定員は、48名とする。

2 施設の居室数は、44室とする。

(サービスの内容)

第6条 施設が提供するサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
  - (2) 入浴の準備
  - (3) 相談、援助
  - (4) 余暇活動の援助
  - (5) 疾病、災害等緊急時の対応
- 2 前項のほか、ケアハウスは、利用者について、健康の保持に努めるとともに、定期的に健康診断を受ける機会を提供するものとする。

(利用料等)

第7条 施設は、利用者から次の費用の額の支払いを受けるものとする。

- (1) サービスの提供に要する費用 ※費用は別紙のとおり
  - (2) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費） ※費用は別紙のとおり
  - (3) 居住に要する費用 ※費用は別紙のとおり
  - (4) 居室に係る光熱水費 ※費用は別紙のとおり
  - (5) 利用者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用 ※費用は別紙のとおり
  - (6) その他施設において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが相当と認められるものの実費費用
- 2 施設は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を

交付して説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けるととする。

- 3 第1項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料等について記載した領収書を交付する。

#### （衛生管理等）

第8条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（オンラインなど情報通信機器等を活用して行うことができるものとする。）を毎月1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

- (2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

- (3) 施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

#### （施設の利用に当たっての留意事項）

第9条 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

#### （事故発生の防止及び発生時の対応）

第10条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する場合の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

- (2) 事故又はそれに至る危険性がある事態が発生した場合に、当該事実が報告され、その分析を通じて得た改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備する。

(3) 事故発生の防止のための委員会（オンラインなど情報通信機器等を活用して行うことができるものとする。）の開催及び職員に対する研修を定期的に行う。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設は、発生した事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (非常災害対策)

第11条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、年2回定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

#### (苦情処理)

第12条 施設は、その提供したサービスに係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 施設は、その提供したサービスに関し、市から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。
- 4 施設は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告するものとする。
- 5 施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査に可能な限り協力するものとする。
- 6 施設は、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(個人情報の保護)

第13条 施設は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 施設が得た利用者又はその家族の個人情報については、ケアハウスでのサービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又はその家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（オンラインなど情報通信機器等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 施設における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設の職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

(身体的拘束等)

第15条 施設は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため次の各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（オンラインなど情報通信機器等を活用して行うことができるものとする。）を毎月1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員

に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

#### (業務継続計画の策定等)

第16条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (協力医療機関等)

第17条 施設は、利用者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 施設は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 施設から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。

4 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新興感染症をいう。事項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めるものとする。

5 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定締結指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応

について協議を行うこととする。

6 施設は、利用者が協力医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるよう努めるものとする。

7 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 施設は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 施設の職員は、正当な理由なしに、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、これらの秘密を保持する。

3 施設は、職員であった者が、正当な理由なしに、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とするものとする。

4 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 施設は、入居者に提供するサービスの状況に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人浴光会と施設の施設長との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は平成14年1月1日から施行する。

この規程は平成17年2月1日から施行する。

この規程は平成26年3月1日から施行する。

この規程は令和4年7月1日から施行する。

この規程は令和6年4月1日から施行する。